

板橋区土地開発公社運用資金の貸付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区（以下「区」という。）と板橋区土地開発公社（以下「公社」という。）が締結した公共用地等の取得に関する契約書（昭和63年4月1日締結）第9条に基づき、公社が公共用地、公用地等（以下「土地等」という。）を取得するために必要とする借入金の元金及び利子相当額並びにその他の経費を、区が公社から土地等を取得するまでの間、公社運用資金（以下「資金」という。）として貸付けることにより、公社の事業運営の円滑な推進を図ることを目的とする。

(貸付の範囲)

第2条 区は、公社に対し、板橋区土地開発公社運用資金貸付申請書（[別記第1号様式](#)）に基づき、毎年度予算の範囲内で資金を貸付けるものとし、貸付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 借入金の元金及び利子相当額
- (2) 測量、鑑定評価手数料等の経費
- (3) その他区長が必要と認める経費

(貸付の条件)

第3条 区が公社に対して資金を貸付ける場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 貸付日から原則として5年以内
- (2) 償還方法 貸付額を、貸付日から原則として5年以内に償還させるものとする。ただし、適宜分割して償還することを妨げない。
- (3) 貸付利子 無利子

2 区は、公社が資金の貸付目的に従い、その適正な管理、運用に努めるよう指導するものとする。

(決定の通知)

第4条 区は、資金の貸付を決定したときは、板橋区土地開発公社運用資金貸付決定書（[別記](#)

[第2号様式](#))により公社に通知するものとする。

(契約の締結等)

第5条 区は、公社に資金の貸付けを行おうとするときは、板橋区土地開発公社運用資金貸付契約書 ([別記第3号様式](#))により、契約を締結しなければならない。また、板橋区土地開発公社運用資金貸付金請求書 ([別記第4号様式](#))を提出させるものとする。

(貸付金の返還命令)

第6条 区は、次の各号の一に該当するときは、公社に対して貸付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 公社が解散又は事業を中止したとき。
- (2) 公社が第2条の規定に反して貸付金を使用したとき。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な様式は、別記のとおりとする。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。